

令和 8 年度

仕 様 書

工事場所：竹原市 市内一円

工事名：伝統的文化都市環境保存地区樹木管理業務委託

工事概要：樹木管理業務

主要景観道路 一式

修景広場 一式

主要地方道三原竹原線 一式

【添付書類】

特記仕様書

工事数量総括表

図面

等

特記仕様書

第1章 総 則

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、竹原市の樹木管理業務に適用する。
- (2) この業務は、設計書並びに竹原市建設工事執行規則並びに仕様書によるほか、本特記仕様書により履行するものとする。

2 その他

- (1) 業務期間中に事故が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡をするとともに所要の措置を講ずること。
- (2) 前項の通報後、請負者は事故発生の原因、経過及び事故による被害内容を調査のうえ、その結果を竹原市へ報告すること。

第2章 業務細則

1 一般事項

- (1) 請負者は、契約に基づく工程計画表のほか、業務に必要な業務計画書を作成し、監督員の指示する日までに提出し承諾を得ること。なお、工程表作成にあたっては、樹木本数及び現況を再調査するとともに、植栽機能が十分に発揮されるように計画すること。
- (2) 工事日誌には、作業内容及び作業量、使用材料があれば資材名、数量を記入し工種工程の完成ごとに整理を行い、工事写真とともに監督員に提出すること。
- (3) 設計仕様書以外の実施事項については監督員に協議するとともにその指示に従うこと。

2 交通整理員

- (1) 本業務に必要な交通整理員は、諸経費の中に共通仮設費として含まれている。

3 業務報告

- (1) 管理期間中は月1回(月末)又適時巡回し、樹木状態を把握し必要に応じ、剪定、整姿、支柱の修繕、病害の防除、かん水、除草、清掃美化の作業をするとともに、枯死樹木が発見された場合は、原因調書を作成し速やかに報告すること。また、巡回報告書及び作業予定表は、翌月5日までに各作業区分ごとに提出すること。

[提出書類]

○月作業実施報告表・巡回報告書・施工検査願
進捗状況表・作業写真・○月作業予定表

- (2) 工事日誌には、作業内容及び作業量、使用材料があれば資材名、数量を記入し工種工程の完成ごとに週報として整理を行い、工事写真とともに監督員に提出すること。
- (3) 請負者は、業務が終了するまでに当業務の樹木本数 {樹木名・規格(H・C・W)、数量(本・㎡)等} 及び現況(枯損木状況)を再調査し、調書を作成のうえ完成通知書とともに提出すること。

第3章 各業務内容

1 剪定

実施にあつては樹木の剪定、整枝の基本を厳守し、必要によっては監督員に協議し実施すること。

樹木の種類により夏季剪定、冬季剪定を大切にし樹木の鑑賞と美観、生育実用等の目的を考慮し、樹形を整備すること。なお、低木のマメツゲについては、非常に樹高が高くなり通行に支障が出てきているため、樹木が枯れない程度に出来るだけ低く剪定すること。

竹の剪定方法については、第4章を参照すること。

2 芝刈

気候条件や利用条件の変化、芝生の生理生態的特性を踏まえて、実施すること。

3 防除

病害虫の種類により適期に実施すること。

実施にあたっては、気象条件等を考慮し施設利用者、通行人、車等に迷惑をかけないようにすること。

4 かん水

気象条件により実施すること。

5 その他

設計仕様書以外の実施事項については、監督員と協議のうえ実施すること。

第4章 街路竹の管理

1 危険箇所

近年、国道については商業化が進み沿道利用が激しいため、市道などへの進入口や交差点付近などで特に危険と思われる箇所については、監督員と協議の上、必要に応じてドライバーの視線から下の枝を強剪定すること。

2 筍の処理

古竹の立ち枯れが目立つようになってきたことから、枠内に新しく生えた筍は出来るだけ保護し、枠外に生えたものについては処理すること。

3 その他

疑義が生じた場合は、随時監督員と協議すること。

竹の補植については、監督員と協議すること。

工事数量総括表

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
樹木管理					
樹木管理		式		1	レベル1
樹木管理		式		1	レベル2
主要景観道路①		式		1	レベル3
主要景観道路②		式		1	レベル3
主要景観道路③		式		1	レベル3
修景広場④		式		1	レベル3
(主)三原竹原線⑤		式		1	レベル3
直接工事費					
諸経費					
工事価格					
消費税相当額					
工事費計					

伝統的文化都市環境保存地区樹木管理業務委託箇所図

